

## 市県民税の年金からの引き落とし（特別徴収）について

4月1日現在 65 歳以上でかつ 年額 18 万円以上の年金を受給している方のうち、前年中の年金所得に係る市県民税の納税義務がある方は、年金からの引き落としになります。

ただし、介護保険料が年金から引き落とされていない方や、引き落とされる市県民税の税額が年金の支払金額を超える方は、納付書や口座振替での納付（普通徴収）となります。

●年金から引き落とされるのは、年金所得に係る市県民税のみです。給与所得や事業所得等  
 その他所得に係る市県民税はこれまでどおり給与からの引き落とし、または納付書・口座振  
 替により別途納付していただくこととなります。従って、年金からの引き落としと給与から  
 の引き落とし（あるいは納付書での納付）の両方がある場合でも、二重課税ではありません。

●年金からの引き落とし開始後、税額の変更や年金の支給停止などの変更が生じた場合は年金  
 引き落としが中止となり普通徴収に切り替わります。但し、7月以後に税額の変更があった場合、  
 1 2月と2月の年金に限り、変更後の税額にて引き落としが継続されることとなります。

●引き落とされる市県民税の税額が年金の支払金額を超えるかの判断については、受給されて  
 いる年金の総額ではなく、優先順位を設けて個々の年金額で計算しています。そのため、年  
 金収入の総額が多くても、年金からの引き落とし（特別徴収）にならない場合もあります。  
 その場合、納付書または口座振替により納付していただくこととなります。

《年金からの引き落としの方法（※平成 31 度市県民税の年税額が 60,000 円の場合）》

◆例 1：平成 31 年度から新たに年金特徴が始まる方の場合

月	普通徴収（納付書払い・口座振替）		年金特別徴収（年金から引き落とし）		
	6月	8月	10月	12月	2月
税額	15,000 円	15,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円
	（年税額の 1/2 相当額）		（年税額の 1/2 相当額）		
	×1/2 ずつ		×1/3 ずつ		

※6月・8月は納付書や口座振替での支払いとなり、10月から年金引き落としが開始されます。

◆例 2：前年度以前から年金特徴されている方の場合（※前年度の年税額が 60,000 円の場合）

月	年金特別徴収（仮徴収）			年金特別徴収（本徴収）		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円
	（前年度の年税額の 1/2 相当額）			（年税額から仮徴収分を引いた残額）		
	×1/3 ずつ			×1/3 ずつ		

※4月・6月・8月に引き落としした金額（仮徴収）の合計額を年間の税額から差し引き、残額を  
 1/3 にした税額を 10月・12月・2月の年金からそれぞれ引き落とします（本徴収）。

※年間の特別徴収税額の平準化を図るため、平成 29 年 4 月より実施した特別徴収から、仮徴  
 収税額を、前年度分の公的年金等に係る年税額の 1/2 相当の額にすることとなりました。